

# さくら 農業委員会だより

平成23年1月発行  
第79号

発行 佐倉市農業委員会  
〒285-8501  
佐倉市海隣寺町97

佐倉市ホームページ  
(<http://www.city.sakura.chiba.jp>)  
のメニューの「Web市役所」の  
「委員会事務局」をクリックする  
とご覧いただけます。

☎ 043-484-6285(直通)



## 主な内容

- 新年のごあいさつ……………2頁
- 耕作放棄地対策事業……………3頁
- 農地の適正な利用にご協力ください……………4頁
- 農地を相続したら届出をお忘れなく……………4頁

昨年11月6日に、佐倉・城下町400年記念事業として「佐倉アグリフォーラム 2010」が市民音楽ホールで開催されました。隣接する御伊勢公園では、農畜産物直売会が開催されました。



カムロちゃん

(佐倉・城下町400年記念キャラクター)

※本年は農業委員が改選されます。

「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」は、締切期日までにご提出ください。

# 新年のごあいさつ

佐倉市農業委員会

会長 岩淵重雄



新年明けまして、おめでとうございませう。

皆様方には、日頃より農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年は11月に市民音楽ホールで「佐倉アグリフォーラム2010」が開催されました。当日は佐倉市在住の芸能人で漫画家でもある車だん吉さんが「食と農のぶらり旅」と題して講演をされ、食と農業の多彩な話題や体験談をお話されました。

また、当市は平成十二年から農

家が東京大学の学生研修を受け入れており、この感謝を込めて受け入れ農家に感謝状が授与されました。

隣接する農畜産物直売会場では、市長がフォーラム開催前に各店を訪れて農業関係者と交流を深めておられました。

市民の身近にある農業や農産物について理解と関心を持ってもらうイベントは、大変に意義深いものです。

一方、国政では、同じ11月に国会において農地法の見直し発言があり物議をかもしました。

貿易自由化問題では、TPP（環太平洋経済連携協定）参加により国内農業が受ける深刻なダメージについて農水省が試算し、貿易自由化の賛否が広く議論されています。農家を過度な米の価格低下から

守る農業者戸別所得補償制度では、逆に流通業者から米を値引きする材料にされているとの指摘がされています。

このように、国政は農業や農地制度を巡り混乱の度合いを深めておりますが、農業は食料の安定供給や国土の保全上重要な役割を果たしています。その中で農業委員会は地域農業者の立場に立ち、農業者の地位向上と農業経営の安定化に今後も努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、皆様方のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。新年のごあいさつとさせていただきます。

## ● 農業委員

- 三門 増雄 [学識]
- 石渡 一男 (弥富)
- 森野 正 [学識]
- 牛玖 泰一 [土地改良]
- 根本 正一郎 (臼井)
- 荒川 重雄 (佐倉)
- 山本 健史 (弥富)
- 大森 昇 (臼井)
- 中村 正美 (和田)
- 田中 資造 [学識]
- 渡貫 茂 (根郷)
- 大川 悦司 (和田)
- 密本 照美 (根郷)
- 栗原 隆 (千代田)
- 木原 義春 [学識]
- 眞野 好則 (千代田)
- 金杉 眞次 [農協]
- 岩井 正一 (佐倉)
- 篠原 久幸 [農業共済]
- 岩淵 重雄 (根郷)

(議席順)

## 耕作放棄地対策事業

佐倉市は、耕作放棄地対策事業として、農地の利用集積を促進し、新規就農者を支援するため、補助金を交付しています。

農業関係団体は、連携して耕作放棄地の対策を進めています。

くわしくは、経済環境部農政課（電話：043-484-6142）へお問い合わせください。

### ●佐倉市耕作放棄地対策事業（市単独事業）

#### 【耕作放棄地予防対策】

- ・認定農業者等へ新規に利用集積の設定をした場合、15,000円/10a（3年間）を補助。

#### 【新規就農者支援対策】

- ・佐倉市内の農地において新規就農をした者に、150,000円を補助。

#### 【耕作放棄地解消事業】

- ・耕作放棄地の障害物の除去、整地等をした場合、16,000円/10aを補助。

### ●耕作放棄地再生利用緊急対策（佐倉市地域耕作放棄地対策協議会）

#### 【再生作業】

- ・荒廃の程度に応じて、30,000円/10a又は50,000円/10aを補助。
- ・荒廃の程度が大きく重機等を利用する場合は、事業費の1/2等を補助。

#### 【土壌改良】

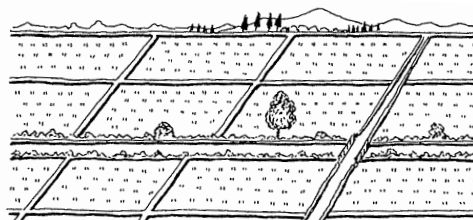
- ・肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等について、25,000円/10a（2年間）を補助。

※交付金額については、変更される場合があります。

### 「農地の利用集積」とは・・・

市は、農地を認定農業者等へ集積するため、農業経営基盤強化促進法により農地貸借等について「農用地利用集積計画」を作成しています。

この集積計画で貸付けられた農地は、貸付期間が満了すれば確実に所有者へ返還されますので、所有者は安心して農地を貸すことができます。



佐倉市地域耕作放棄地対策協議会  
（佐倉市経済環境部農政課、佐倉市農業委員会、JAいんば）

# 農地の適正な利用にご協力ください

## ○農地の巡回パトロールを実施しています

平成21年に改正された農地法では、農地について権利を有する者は当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにならなければならないと規定されました。

農業委員会では、定期的に巡回パトロールを行い、遊休農地等について農地の適正利用をお願いいたします。

### 遊休農地

- ・1年以上耕作されてない農地。
- ・周辺と比べて低利用な農地。

農業委員会から遊休農地であることの通知を受けた所有者等は、農地の適正利用について計画書を提出しなければなりません。

### 違反転用

- ・農地法の許可や届出がされないうで転用されている農地。

許可を受けずに農地転用をすると、工事中止や原状回復の命令がされます。また、無断転用者には罰金刑等が科せられます。

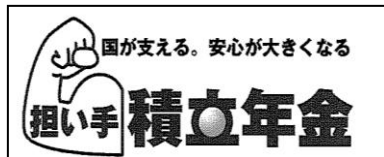
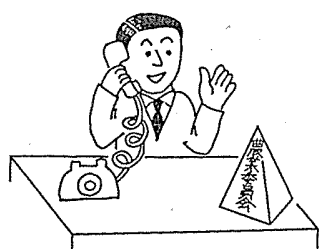
農地を相続したら、

**届出をお忘れなく！**

農地法の改正により、平成21年12月15日以後に農地を相続した方は、農地が所在する農業委員会へ届出をすることが必要となりました。虚偽の届出をした者や届出を怠った者には罰則があります。また、農業をされていない方が農地を相続したときは、ご希望により「農地利用集積円滑化団体」が貸付先を選定して貸付手続を代行する制度があります。詳しくは、農業委員会へお問い合わせください。

佐倉市農業委員会

【電話】043(484)6285



あなたの老後生活への備えは十分ですか？  
老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です。  
加入のお問い合わせは、農業委員会又は下記まで。

独立行政法人農業者年金基金 電話：03-3502-3199  
ホームページ：http://www.nounen.go.jp



—全国農業新聞を購読してみませんか—

- ・毎週金曜日発行 B3版8~10頁
- ・購読料：月600円[送料、税込み]

購読のお問い合わせは、農業委員会又は下記まで。

東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル  
全国農業新聞 新聞業務部 電話：03-6910-1130